

暴力の文化から



平和の文化へ

21世紀への国連・ユネスコ提言

平和の文化をきずく会 編



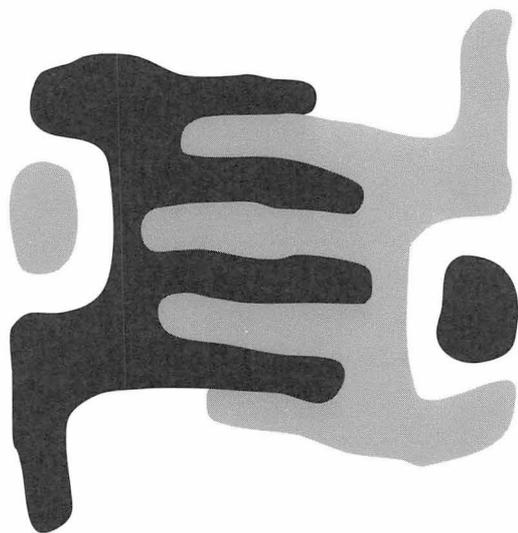
2000 INTERNATIONAL YEAR
FOR THE CULTURE OF PEACE



平和文化

暴力の文化から 平和の文化へ

21世紀への国連・ユネスコ提言



平和の文化をきずく会編



いま、ここで、できることから始めよう！

「平和の文化国際年」記念

Culture of Peace 2000



平和の文化をきずく会代表委員 藤田 秀雄

新千年紀の最初の年が国連の「平和の文化国際年」ときまった。このための活動は、こののち10年間、2010年まで続く。

本書を読んでいただければ明らかなように、ここでいう「平和」とは、人権や貧困問題もふくむ広い意味の「平和」である。また、地域や学校での非暴力もふくむ。「文化」とは、私たち一人ひとりの価値観や行動様式、生き方のことである。

私たちが平和に関するさまざまな問題を、事実を則して学ぶことは必要である。しかし、学習だけで平和な世界をつくることはできない。必要なのは行動であり、そのために各人の価値観や生き方が問われる。

たとえば戦争・武力紛争をなくすには、大きく分けて二つの価値観がある。そのひとつは軍備増強によって平和を守ろうとする古い価値観である。もうひとつは軍備を廃止することによって、平和な世界をきずこうとする価値観である。軍備廃止による平和観は、日本国憲法に定められ、その後1970年代末、国連の政策になった。本書に訳を載せた国連の「平和の文化に関する行動計画」でも、第16項の最初にそれが明記されている。「全般的完全軍縮」とは非武装世界をめざす全世界的行動である。

さて、平和のための行動をうながすために、ユネスコは「わたしの平和宣言」署名運動を呼びかけている。国際年にちなんで国連機関が署名運動を展開することは最初の試みである。日本では、この署名運動のセンター役を、日本ユネスコ協会連盟が引き受けた。私たちの「平和の文化をきずく会」も日本ユネスコ協会連盟と手を結び、この署名運動を開始した。まず手始めに「わたしの平和宣言」署名運動を、学校でも地域でも職場でも、それぞれのところで行ってほしい。

(立正大学)

暴力の文化から平和の文化へ／もくじ

まえがき 3

第1部 平和の文化とはなにか

——国連・ユネスコのあいさつと決議——

あいさつ	6
国連事務総長／ユネスコ事務局長／ユネスコ「平和の文化国際年」担当部長 国連総会決議「平和の文化に関する宣言」	10
国連総会決議「平和の文化に関する行動計画」	14
ユネスコ「わたしの平和宣言」(“Manifesto 2000”)	21

第2部 平和の文化を考える

「平和の文化」に関するQ&A	24
----------------------	----

第3部 平和の文化をひろげる

——運動と声と資料——

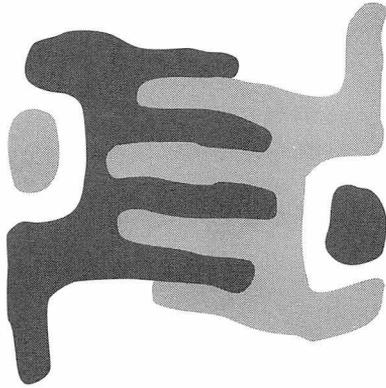
「平和の文化をきづく会」設立宣言と会則	44
平和の文化によせて	46
子どもたちの平和への思い	52
ハーグ市民平和会議10原則	55
暴力についてのセブリア声明	56
平和の文化ニュース・ネットワーク (CPNN)	59

あとがき 62

第1部

平和の文化とはなにか

— 国連・ユネスコのあいさつと決議 —



【シンボル】これは「平和の文化国際年」のシンボルマークです。四つの部分からなっています。二つの手と、二つの点です。二人の手が組みあわされていますね。手のなかに相手の色の点が半分包まれています。二つの色は、アース・カラーなので地球や自然をあらわしてもいいようです。二者の間の交流や協力をあらわしているように見えます。二つの大陸の両端に島が包まれているようでもあります。肌の色のちがう二人、二つのグループ、二つの町や村が協力して、とけあっているようにも解釈できるでしょう。それぞれの親指の部分が上と下を向いているので北の国と南の国が連合しているようにも見えます。指ががっちり組みあわされている様子は、世界のさまざまな文化が一つに統合されているようにも見えます。

肌の色や、出身や、国籍や、宗教や、考え方のちがいをこえて、いまこそ平和の文化を広げていこう、足もとから、あまねく世界のすみずみへ、というシンボルマークです。

「平和の文化国際年」に向けてのメッセージ

国連事務総長 コフィー・アナン

国際連合の主要な任務である「戦争の惨禍から次の世代を守る」ことは半世紀以上前の国連憲章にうたわれていますが、それは今日も妥当です。われわれの世界のいたるところで、人間の進歩が、紛争、暴力、憎悪、そして貪欲によって、妨害され続けてきました。

何年もの間をかけて、われわれは、戦っている勢力を平和維持軍によって分離するだけでは十分ではないことを認識するようになりました。社会が紛争によって荒廃した後で、平和構築に努力するだけでは十分ではありません。予防外交を行うだけでは、十分ではありません。これらは、すべて、大事な仕事でした。しかし、永続性のある平和のためには、われわれは、もっと深いレベルでも行動しなければなりません。すなわち、平和の文化が必要なのです。

戦争の文化、暴力の文化、刑罰と不寛容の文化にたいして、平和の文化には見込みがないかのように思われることがあるかもしれません。平和は、実際複雑な挑戦であり、多くの分野における行動に依存し、場合によっては運に左右されることさえあるかもしれません。それも、耐えがたいほど遅いプロセスであり、達成されたとしても、もろい不完全なものであるかもしれません。しかし、平和はわれわれの手のなかにあります。われわれにできることなのです。

今年の国際平和デーは、ユネスコのイニシアティブによる「平和の文化国際年」の出発と同日です。ユネスコ憲章には「戦争は人の心のなかで生まれるものであるから、人の心のなかに平和のとりでを築かなければならない」とあります。われわれ全員が、この国際年においておのこの役割を果たさなければなりません。いまこそ実現すべき理念なのです。

(1999年9月14日 国際平和デー)

「平和の文化国際年」によせて

ユネスコ事務局長 松浦晃一郎

いま、終わりを告げようとしている20世紀は、科学、技術、コミュニケーションの分野で飛躍的な発展を遂げることができました。しかし残念なことに、暴力と戦争という悪習を終焉させることはできませんでした。この理由で、国連は2000年を「平和の文化国際年」と宣言したのです。

ユネスコは半世紀以上前、人の心のなかに平和のとりでを築くため創設されました。創設者たちは、教育、科学、文化、コミュニケーションという平和構築のための効果的手段を通して、平和への備えを行ってきました。

世界各地の自治体、学校、各機関や組織が「平和の文化」の価値を行動に移そうとしています。持続可能な発展と人権の尊重を達成する努力や、民主的制度の強化、表現の自由の促進、女性の地位の向上、文化的多様性と環境の保全を通して、貧困を廃絶し、不平等を減らそうとしています。

平和は、政治的、経済的、軍事上の合意によってのみ保障されるものではありません。最終的には、人びとの一致した、誠実な、ゆるぎない取り決めによって築かれるものです。年齢、性別、社会的出自、宗教のちがひ、または文化的背景のちがひを超えて、私たち一人ひとりが、平和な世界を創ることを求められています。

平和は、私たちの行動、態度、日常の行為を通してのみ達成できます。平和の文化はすべての人がわかちあう普遍的な文化であり、私たちの人間性を共通に貫くものなのです。

「わたしの平和宣言」に署名することから、世界の平和を築いていきましょう。そして、平和と非暴力と調和の文化の普遍的な原則を、家庭・地域社会・職場において一人ひとりが、具体的に実行しましょう。

「今日、私たちは平和のためになにができるか？」と自分自身に問いかけることから、ともに平和を育んでいきましょう。 (2000年1月1日)

日本の「平和の文化をきずく会」設立総会へのあいさつ

ユネスコ「平和の文化国際年」担当部長 デービッド・アダムズ

日本の「平和の文化をきずく会」の最初の総会にごあいさつできることをうれしく思います。

平和の文化とはなんでしょう？ それは1995年にユネスコ総会で定義されています。そこでは、戦争の文化から平和の文化へと移行することが、20世紀末の主要なチャレンジであると宣言されました。その定義とは次のようなものです。

■それは、自由と正義と民主主義と寛容と連帯の原則に基づいた社会的相互作用とわかちあいの文化です。

■それは、暴力を否定し、紛争の根本原因にとりくむことによって紛争を予防しようとし、対話と交渉によって問題を解決しようとする文化です。

■それは、あらゆる人たちに、すべての権利の全面的な行使と、自分たちの社会の内発的、主体的な発展へ全面参加するための手段を保障する文化です。

国連総会は、平和の文化の世界運動の制定を呼びかけた平和の文化に関する「宣言」と「行動計画」を1999年9月13日に採択し、このチャレンジに着手しました。

この国連決議の精神をみんなにわかるようにするため、ノーベル平和賞受賞者たちが、「わたしの平和宣言」をわかりやすい言葉で書きました。そして、毎日の生活のなかで平和の文化の原則にしたがうことによって、世界の一人ひとりが参加できるようにしました。

平和の文化の世界運動は過去の偉大な社会運動とはちがった点があります。国家や機関に反対することを提起しているのではなく、民主的な方法でそれらの行動を転換させることをめざすものだからです。この壮大な運動は、敵をうちやぶる勝利によって終わるのではなく、前進のそれぞれの

段階で勢いを得ることによってのみ持続可能なのです。それは否定に根ざすのではなく、未来についての肯定的で普遍的な、共有された見方に基礎をおいています。

「わたしの平和宣言」は、各個人のレベルから出発し、人権に加えて、人間の責任に基礎をおいています。署名前文にあるように、「人類の未来、とりわけ子どもたちの今日と未来に責任があることを自覚して」、各人が署名を求められるのです。各個人が「行動的非暴力」で人権を守るために行動に参加するのです。「排除と不正義と政治的・経済的抑圧を終わらせます」という誓いをたてるのです。

この運動をはじめるとあって、ユネスコは市民社会の団体や機関が「平和の文化国際年」とそれに続く10年の世界的ネットワークに参加するように呼びかけてきました。その第一歩は、「わたしの平和宣言」を普及し、署名を集め、ミレニアム国連総会が開かれる今年2000年の9月までに1億人分を提出することです。国際NGOや教育団体・学術団体や各市や議会は、国際年のためにユネスコ本部とパートナーシップを結ぶように求められています。各国においては、国際年のために国内にフォーカルポイント（中心となる機関）が指定され、国内NGO、学校・大学、地方自治体などとパートナーシップを結ぶようになっています。国際的であれ国内的であれ、パートナーシップを結んで、2001年からの「世界の子どものための平和と非暴力の文化国際10年」に向けてその活動を展開していくことが期待されています。

この運動がもっとも力強く推進されるためには、他の社会運動と同様に、地域や個人の創造性とイニシアティブが必要です。ですから、団体や組織のパートナーシップは、家庭、学校、職場、地域社会で人びとが「わたしの平和宣言」の原則に基づいて行動をおこしていくよう巻き込んでいくためのものです。ユネスコおよび諸団体は上から活動を指導するというよりも、インターネットのホームページなどのコミュニケーションシステムを開発して、地域レベルで行われている多彩な活動が世界各地に紹介され、共有されることを重視してとりこんでいます。 (2000年1月)

国連総会決議「平和の文化に関する宣言」

(1999年9月13日)

国連総会は、国連憲章にうたわれている目的や原則を思い起こし、

ユネスコ憲章が「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と明示していることを思い起こし、

世界人権宣言やその他の国連の組織の国際的文書を思い起こし、

平和は単に争いがないということではなく、対話がはげまされて争いが相互理解と協力の精神で解決される、積極的で力強い参加の過程をふくむものであることを認識し、

冷戦の終結が平和の文化を強化する可能性を広げたことを認識し、

世界の多くの地域で暴力や紛争が続き、広がっていることに深い憂慮を表明し、

人種や皮膚の色、性、言語、宗教、政治的あるいはその他の意見のちがひ、国籍や民族的あるいは社会的出自、財産、障害、生まれ、あるいはその他の地位にねざすものをふくめたあらゆる形態の差別や不寛容をなくしていく必要性を認識し、

1997年11月20日に国連総会で採択された52/15決議で、2000年を「平和の文化国際年」にすることを決めたこと、1998年11月10日の53/25決議で2001年から2010年を「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」と宣言したことを思い起こし、

平和の文化の促進にあたって、ユネスコが現在果たしている重要な役割を認識し、

各国政府や国際的な組織そして市民社会が、新しい千年紀において平和

の文化を促進して強めるという条項に基づいて、さまざまな運動を展開されるように願い、ここに「平和の文化に関する宣言」を厳粛にかかげる。

第1条 平和の文化とはつぎにかかげるような価値観、態度、行動の伝統や様式、あるいは生き方のひとまとまりのものである。

- (a) 教育や対話、協力を通して生命を尊重し、暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること。
- (b) 国連憲章と国際法の精神にのっとり、本来それぞれの国の国内法下にある諸事態には、その国の主権や領土の保全、ならびに政治的な独立の原理を十分に尊重すること。
- (c) すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、その促進をすること。
- (d) 紛争の平和的な解決に向けて責任を負うこと。
- (e) 現代ならびに未来の世代が、開発と環境を享受できるように努力すること。
- (f) 発展の権利を尊重し、その促進をすること。
- (g) 女性および男性の平等の権利と機会均等を尊重し、その促進をすること。
- (h) 表現や意見、情報の自由に関するすべての人の権利を尊重し、その促進をすること。
- (i) 社会と国家のあらゆるレベルにおいて、自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、多元主義、文化的多様性、対話、そして相互理解という原則をまもること。

そして、平和の文化は、平和に貢献する国内的そして国際的環境によってはげまされる。

第2条 平和の文化は、個人、グループ、諸国民のなかで平和の促進に貢献していく価値観、態度、行動様式と生き方を通じて、より十分に発達し続けていくのである。

第3条 平和の文化の十分な発達のためには、つぎのことが必要不可欠である。

- (a) 紛争の平和的な解決、相互尊重や相互理解、そして国際的協力を促進すること。
- (b) 国連憲章や国際法のもとで国際的義務を果たすこと。
- (c) 民主主義や発展やあらゆる人権と基本的自由の例外なき尊重とその遵守を促進すること。
- (d) あらゆる階層の人びとが、対話と交渉、合意形成と対立の平和的な解決の技能を発達させること。
- (e) 民主的諸制度を強化し、発展の過程への完全な参加を確立すること。
- (f) 貧困と非識字を根絶し、国内および国家間の不平等を減少させていくこと。
- (g) 持続可能な経済的、社会的開発を促進すること。
- (h) 女性のエンパワーメントや意志決定のすべての段階で平等な参加を保障することによって女性にたいするあらゆる形態の差別をなくすこと。
- (i) 子どもの権利の尊重と子どもの権利の促進と保護を強化していくこと。
- (j) あらゆるレベルで情報の自由な流れが保障され、情報へのアクセスができること。
- (k) 行政における透明性と責任性を強化すること。
- (l) あらゆる形態の人種主義、人種差別、排外主義とその他の不寛容をなくしていくこと。
- (m) 民族的、宗教的、言語的少数者をふくめ、すべての文明と人びとと文化の間の理解と寛容と連帯をすすめること。
- (n) 外国の支配、または占領という植民地的あるいは他の形態のもとで生きる人びとをふくめ、すべての人びとの、国連憲章にかかげられ、国際人権規約に具体化されている自決への権利を完全に実現すること。それは1960年12月14日の国連決議「植民地及びその人民の独立を認める宣言」にも盛り込まれている。

第4条 あらゆるレベルの教育は平和の文化を建設する主要な手段のひ

とつである。この観点から、人権教育はとくに重要である。

第5条 政府・自治体は、平和の文化を促進し強化していくことに主要な役割をになっている。

第6条 市民社会は、平和の文化のより豊かな発達に十分に寄与しなければならない。

第7条 メディアの教育的、情報伝達の役割は、平和の文化の促進に貢献する。

第8条 平和の文化の促進においてカギとなる役割は、非政府系組織とならんで、親、教師、政治家、ジャーナリスト、宗教団体や宗教的なグループ、知識人、科学や哲学、創作、芸術の分野で活動する人びと、保健医療と人道的活動に従事する人びと、ソーシャルワーカー、さまざまなレベルの経営者である。

第9条 国際連合は世界的な平和の文化の促進と強化に決定的な役割を果たし続けなければならない。

(平和の文化をきづく会訳)

国連総会決議「平和の文化に関する行動計画」

(1999年9月13日)

国連総会は、

1999年9月13日に採択された「平和の文化に関する宣言」を受け、2001年から2010年を「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」と宣言した1998年11月10日の53／25決議と、2000年を「平和の文化国際年」とした1997年11月20日の52／15決議を思い起こし、平和の文化に関する以下の行動計画を採択する。

A 目的とすすめ方、ならびに主ならない手

- 1 行動計画は「平和の文化国際年」「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」のための基礎を提供するものでなければならない。
- 2 国連加盟国は、地域的ならびに国際的なレベルだけでなく、国内的なレベルにおいて、平和の文化を促進する行動をとることが求められる。
- 3 市民社会は、地域や地方や全国それぞれのレベルにおいて、平和の文化の活動領域を広げなければならない。
- 4 国連組織は平和の文化を促進するために現在とりくんでいる努力をさらに強化しなければならない。
- 5 ユネスコは平和の文化を促進するために引き続き重要な役割を果たし、そのために中心的な貢献をしなければならない。
- 6 平和の文化のために、「宣言」に述べられたにない手たちの間の協力関係が、地球的な運動のために奨励され、強められなければならない。
- 7 平和の文化は情報の共有によって促進されるので、この点において

にない手たちの主体的な活動が必要である。

- 8 「行動計画」の効果的な実現のために、関連する政府や各種団体、ならびに個人による、財源をふくむさまざまな資源を動員する必要がある。

B すべての関係者による国内的、地域的、そして国際的なレベルでの行動を強化すること

9 教育を通じて平和の文化を育てる行動

- (a) 人間的、社会的、そして経済的な発達という視点をもって、また平和の文化を促進するという視点で、「すべての人に教育を」という目標を実現するために、国内的あるいは国際的な努力を再活性化すること。
- (b) 子どもたちが早い時期から、あらゆる争いを、人間の尊厳を尊重するような精神、寛容と非差別の精神をもって平和的に解決することが可能になるような価値観の形成、態度、行動の様式ならびに生き方を身につけるような教育をすすめること。
- (c) 平和の文化の価値と目標が身につについていく行動に子どもたちを参加させること。
- (d) 女性、とくに少女たちへの教育への機会均等を保障すること。
- (e) ユネスコが専門的な協力をした1995年の「平和、人権、民主主義に関する行動要綱」を心に留めて、教科書をふくめた教育課程の改訂を促進すること。
- (f) 対話と合意形成を促進する教育と訓練をはじめ、平和の文化に役立つ価値や技能を発達させることをめざしている「宣言」に位置づけられたにない手たち、とりわけユネスコの努力をあげまし、強化すること。
- (g) 紛争後の平和建設とともに、紛争の予防、危機管理、対立の平和的解決の分野において、適切な訓練と教育をめざしている国連機関の現在とりくんでいる努力を強めること。

- (h) 国連大学、平和大学および国連姉妹大学の計画、あるいはユネスコの大学講座計画をはじめ、世界のあらゆる地域における高等教育組織によって行われる平和の文化促進の主体的なとりくみを拡大すること。

10 持続可能な経済的および社会的発展を促進する行動

- (a) 国際的な協調をふまえて、国内的ならびに国際的努力によって、貧困を根絶するという適切な方策と合意された目標を基礎とする、総合的な行動をすすめること。
- (b) 各国における経済的、社会的不平等を軽減することをめざした政策や計画を具体化する力量を、国際的な協力を通じて強めること。
- (c) 途上国の対外債務や債務返済問題にたいして、効果的で公正で、開発を志向し持続性のある解決法を、とりわけ債務軽減によって促進すること。
- (d) 持続可能な食糧の安全な確保の国家的な方策を実現するためのあらゆるレベルの行動を強化すること。たとえば、国際協調を通して債務軽減から資源を生み出し、あらゆる資源の分配と利用を、積極的かつもっとも効果的にすすめる行動を発達させることをふくむ。
- (e) 開発の過程が参加型であり、開発の計画にすべての人びとが参加することを保障するさらなる努力をすること。
- (f) ジェンダーに基づくものの見方と、女性と少女がエンパワーメントすることは開発の過程の大切な一部である。
- (g) 発展の方策は、特別な要求をもっている人びとと同様に、女性や子どもたちの要求に焦点をあてた特別な対策がふくまなければならない。
- (h) 紛争後の状況における開発の援助は、紛争にかかわるすべての人をふくめて、社会復帰、再統合、そして和解の過程を強化しなければならない。
- (i) 天然資源の保全と再生をふくめて、持続可能な環境を確かなものと

するための開発方策や計画の力量を高めること。

- (j) 自決の権利を実現する上での障害を取り除くこと。とくに植民地、あるいはその他のかたちでの外国の支配占領、社会的経済的な発展に影響を与えている外国の占領下に生活している人びとの障害を取り除くこと。

11 あらゆる人権の尊重を促進する行動

- (a) 「ウィーン宣言と行動計画」を完全に実施すること。
- (b) あらゆる人権を促進し、擁護するための国内的な行動計画の発展を奨励すること。
- (c) 国の人権擁護機関をはじめとして、人権の分野において国内の組織と力量を強めること。
- (d) 「開発の権利に関する宣言」と「ウィーン宣言と行動計画」で確立されたように、開発への権利を自覚し実施すること。
- (e) 「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)の目標を達成すること。
- (f) 「世界人権宣言」をあらゆるレベルで普及し、促進すること。
- (g) 1993年12月20日の国連総会決議48/141で確立された国連人権高等弁務官の権限と、その後の諸決議・諸決定で決められた諸責任によるその諸活動をさらにより強く支持すること。

12 女性と男性の間の平等を保障する行動

- (a) あらゆる国際文書の適用にあたってジェンダーの視点を貫くこと。
- (b) 女性と男性の平等を促進する国際文書をさらに実現すること。
- (c) 第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」を、適切な資源と政治的決意をもって実施すること。とりわけ、国内行動計画を練りあげ、実施し、徹底しなければならない。
- (d) 経済的、社会的、そして政治的意志決定において女性と男性の平等を促進すること。

- (e) 女性にたいするあらゆる形態の差別と暴力をなくすために、国連組織内の関連部局による努力をさらに強めること。
- (f) 家庭、職場、そして武力紛争時をふくめて、あらゆる形態の暴力の犠牲になっている女性への援助と支援の対策を講じること。

13 民主主義的な参加を促進する行動

- (a) 民主主義の原則と実践を促進するあらゆる行動を強化すること。
- (b) 学校教育・社会教育・家庭教育などあらゆる学習の場において、民主主義の原則と実践をとくに強調すること。
- (c) 民主主義を発展・維持させる国内的な組織と過程の強化と確立をはかること。とくに公務員の訓練と力量形成が重要である。
- (d) 関係する諸国家の要請と、関連する国連の指針に基づく、選挙の協力の準備によって、とくに民主主義的な参加を強化すること。
- (e) テロリズム、組織犯罪、汚職・腐敗、不法な薬物の製造・密売・使用、マネーロンダリング（不正資金浄化）とたたかうこと。それらは民主主義の土台を崩し、平和の文化の十分な発展を遅らせるからである。

14 相互理解、寛容、連帯を促進する行動

- (a) 1995年の「国連寛容年」の「寛容の原則に関する宣言と行動実施計画」を実行すること。
- (b) 2001年の「国連文明間の対話年」に関連する活動を支援すること。
- (c) 地域固有の、あるいは先住民による対立決着と寛容促進の実践と伝統を、そこから学ぶという目的でさらに研究すること。
- (d) 社会全体、とりわけ弱い立場の人びととの相互理解と寛容と連帯を強める行動を支援すること。
- (e) 「世界の先住民の国際10年」の目標の達成をさらに支援すること。
- (f) 難民や避難民の自発的な帰還や社会的な統合を促進する目的を心にとめて、彼らとの寛容や連帯を促進する活動を支援すること。

- (g) 移住者との寛容や連帯を促進する活動を支援すること。
- (h) とりわけ新しい技術の適切な使用と情報の普及を通じて、すべての人との間のより深い理解、寛容、協力を促進すること。
- (i) 人びとの間と、国内および国家間の相互理解、寛容、連帯、協力を促進する行動を支援すること。

15 参加型のコミュニケーションと情報や知識の自由な流れを支える行動

- (a) 平和の文化を促進するメディアの重要な役割を支持すること。
- (b) 報道の自由および情報とコミュニケーションの自由を保障すること。
- (c) 国連や関連する地域的、国内的、地方的な機構をふくめて、平和の文化に関する情報の宣伝と普及のためのメディアを効果的に利用すること。
- (d) さまざまなコミュニティーが要求を表明し、意志決定に参加することを可能にするマスコミを育てること。
- (e) 新しいコミュニケーション技術、とりわけインターネットをふくめ、メディアのなかの暴力問題への措置を講じること。
- (f) インターネットをふくめた新しい情報技術についての情報の共有を促進する努力をさらにすすめること。

16 国際的な平和と安全を促進する行動

- (a) 軍縮の分野での国連によって確立された優先順位を考慮しつつ、厳密で効果的な国際的なコントロールのもとに、全般的完全軍縮（軍備撤廃）をすすめること。
- (b) 平和の文化を推進するにあたり、できるところでは、世界のいくつかの国でとりくまれている「軍事から民事への転換」の努力に学ぶこと。
- (c) 戦争による領土の獲得の不承認と、正義に基づく永遠の平和のために世界中のあらゆるところで働く必要性を強調すること。
- (d) 交渉によって平和的な解決を導くために、信頼醸成の措置と努力を上げますこと。

- (e) 不法な小火器や軽武器を製造したり、売買したりさせないように手だてをとること。
- (f) 紛争後の状況から起こってくる具体的な問題にたいして、国内的、地域的、国際的なレベルで自発的、積極的な構想とその実行を支えること。たとえば、軍隊の解体、戦闘員の社会復帰、難民や避難民の帰還、武器回収プログラム、情報交換、信頼構築などがある。
- (g) 国際法や国連憲章の精神に反するような一方的な措置を押さえ、抑制すること。一方的措置とは、当事国に住む人びと、とりわけ女性や子どもたちの経済的、社会的発達の十分な達成を遅らせるような措置であり、人びとの幸福を損ない、人権の十全な享受を妨げる。その人権には、すべての人がもつ権利である、健康な生活のための最低基準の権利、および食料や医療や必要な社会サービスを受ける権利がある。食料や医療の提供が政治的な圧力として使われてはならない。
- (h) 国際法や国連憲章の精神である国家の政治的な独立や領土の保全に反する、軍事的、政治的、経済的、あるいはその他いかなる形態の弾圧も、これを認めないこと。
- (i) 制裁措置の民衆への影響をできるだけ小さくするという視点で、制裁における人道的に問題のある影響、とくに女性や子どもへの影響の問題について、適切な配慮をするように勧告すること。
- (j) 紛争の予防と解決に、女性のより多大な参加と活躍をすすめること。紛争後の平和の文化をすすめる行動のなかではとくに必要である。
- (k) 紛争状態のなかでの、予防注射の促進と薬の配布キャンペーンのための休戦日、人道的な物資供給・配布を保障する平和の通路、病院や診療所などの健康や医療の施設の役割を尊重する平和の聖域、などのような積極的、主体的な構想とその実行を推進すること。
- (l) 国連や関連する地域機構、国連加盟国のスタッフにたいして、紛争の理解、予防と解決のための技法のトレーニングを、要請があり適切な場合に、推進すること。 (平和の文化をきづく会訳)

ユネスコ
「わたしの平和宣言」
【MANIFESTO 2000】

「平和と非暴力の文化」をめざす国際的運動に参加しましょう。

西暦2000年は新しい出発の年です。戦争と暴力の文化を平和と非暴力の文化へと、みんなで変えていくきっかけとなる年です。

そのためには、私たち一人ひとりの参加が求められています。正義、連帯、自由、尊厳、調和、繁栄がすべての人に実現する世界をつくろうという価値観を、若い人びととつぎの世代に育てていくことも必要です。

平和の文化こそが、持続可能な発展と、環境保全と、一人ひとりの幸福を保障するのです。

私は、人類の未来、とりわけ子どもたちの今日と未来に責任があることを自覚し、私の日常生活、家族、学校や職場、仲間や地域社会、私の国、そして地域のなかで、つぎのことを心がけ、実行することを誓います。

1 「私はすべてのいのちを尊敬します」

差別や偏見をもたずに、一人ひとりの人間の生命と尊厳を大切にします。

2 「私は暴力を拒否します／つかいません／許しません／なくします」

行動的な非暴力を実践します。暴力はどんなかたちでも許しません。身体的、性的、心理的、経済的、社会的暴力、とくにもっとも社会的に恵まれない人びとや傷つきやすい人たち、たとえば子ども・青年などにたいする暴力を許しません。

3 「私はみんなとわかちあいます」

私の時間と持ち物を、広い心で、わかちあい、仲間はずれ、不正義や政治的、経済的抑圧を終わらせます。

4 「私はわかるまで耳を傾けます」

表現の自由を守り、文化のちがいを認めあいます。いつも対話を心がけ、狂信や悪口なしに、相手を拒否せずに、耳を傾けることを心がけます。

5 「私は地球環境を守ります」

私は、責任ある消費者行動をとり、地球上のあらゆる生命を尊重し、自然のバランスを守るような開発の実践をすすめます。

6 「私は連帯を再発見します／再構築します」

女性の完全参加と、民主主義の原則を尊重して、私のコミュニティー（家族・仲間・地域社会など）の発展に力をつくし、新しいかたちの連帯をともにつくります。

（平和の文化をきづく会訳）

（注）「わたしの平和宣言」は「平和の文化国際年」のためにノーベル平和賞受賞者たちが起草しました。

第2部
平和の文化を考える
——平和の文化Q&A——



【公式ロゴ】これは「平和の文化国際年」の公式のロゴマークです。6ヵ国語で「平和の文化国際年」をあらわしています。中国語で平和は「和平」と書くのですね。

横にあるギリシャの神殿のかたちをしたものは、平和の文化の事業を90年代よりすすめてきたユネスコ（国連教育科学文化機構）のシンボルマークです。また、地球のかたちのマークは、2000年を「平和の文化国際年」と宣言した国際連合のシンボルマークです。

「平和の文化」に関する Q&A

「平和の文化」とはいったいなんですか？

§ 平和の文化の「平和」とは？

20世紀までは武力で相手を押さえつけることは当然のことでした。その結果、第一次世界大戦や第二次世界大戦が起こり、地域紛争や民族紛争などもさまざまな国で起きています。そうした武力などによって相手を押さえつけようとする社会を「戦争や暴力の文化に支配された社会」と呼びます。

それにたいして、人間性の本来にもとづき、平和や非暴力のなかで生きることを求める立場から、「平和と非暴力の文化」をすすめるという動きが大きく広がってきています。そしてついに国連総会において、2000年を「平和の文化国際年」、2001年から2010年までを「世界の子どものための平和と非暴力の文化国際10年」とする決議がなされ、1999年秋の国連総会では「平和の文化に関する宣言」、および「行動計画」が採択されました。

「平和」の大切さはどこでも語られますが、「平和のために」という名目で武力を使ったり、暴力的な行動にでることも多くあります。「平和」とはどんな状態をさすのでしょうか。

「平和」を単に戦争がない状態ととらえることを「消極的な平和」と呼び、人間にたいするあらゆる暴力が取り除かれることを「積極的な平和」といいます。「平和」には、戦争がないというだけでなく、日常的に争いが非暴力で解決されること、経済的な不平等がなくなること、言葉による暴力、環境破壊などによる地球や住民への暴力、あるいは性的な暴力から解放されることなどがふくまれます。

§ 平和の文化の「文化」とは？

「平和の文化に関する宣言」第1条はつぎのように要約できます。

「平和の文化はつぎにかかげるような価値観、態度、伝統、そして行動様式や生活様式のひとまとまりである。

- (a) 生命の尊重や暴力の拒否、教育や対話、協力などによる非暴力の促進と実践をすすめること。
- (b) 国連憲章や国際法の平和の精神を大切にすること。
- (c) 人権と基本的な自由の促進を尊重すること。
- (d) 紛争の平和的な解決に向けて努力すること。
- (e) 持続可能な経済発展とふさわしい環境のなかで生活することが可能であること。
- (f) 人間の発達の権利を尊重し、その促進をはかること。
- (g) 男女の平等と機会均等を尊重すること。
- (h) あらゆる人の表現や意見、情報入手の自由が尊重されること。
- (i) あらゆる段階で、自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、共存、文化の多様性、対話そして相互理解が支持されること」

つまり、日常のすべてにわたって、平和的な価値にもとづいて生活することが「平和の文化」なのです。戦争反対を唱えながら、一方で男女の平等と機会均等をないがしろにするような態度は「平和の文化」の精神と相容れません。

日常の生活にもたえず意見のちがいや対立があります。しかし、そうした意見のちがいや対立がその後のお互いの理解をより深めることにもなるのです。あくまでも信頼にもとづいて、意見のちがいや対立を話しあいで、平和的に解決していくことが「平和の文化」の中身なのです。

「平和の文化」は新しい考え方なのでしょうか？

§ 「平和の文化」の起源

「平和の文化」という言葉がつかわれるようになってまだ10年ほどですが、いまでは世界中に広がっています。1989年にアフリカのコートジボアールで開かれた「人の心に平和を」国際会議で、「平和の文化を発達させることによって、平和の新しい理想像をつくる助けとしよう」とする提案がなされ、「平和の文化」という言葉がはじめて公式につかわれました。その後、ユネスコを中心にして「平和の文化」の内容が明らかにされ、さまざまとりくみが行われてきました。1995年には、ユネスコの方針として、「平和の文化に向かって」というプロジェクトが採用され、四つの柱が確認されました。

- (a) 平和、人権、民主主義、国際理解、寛容のための教育
- (b) 人権と民主主義の促進および差別にたいするたたかい
- (c) 多文化主義および文化交流
- (d) 対立の予防と対立後の平和確立

その結果、1997年に国際連合（国連）は、2000年を「平和の文化国際年」とし、世界中が平和の文化をきずくために努力することを決定、さらに翌98年には、2001年から2010年までを「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」としてこの課題にとりくむことも決定しました。

世界中が20世紀をふりかえって、戦争や暴力にあふれたこの100年を反省し、戦争や暴力のない21世紀をめざそうとする決意の表明であり、呼びかけです。

§ 平和と文化の関係

平和ということについて広いとらえ方をするように、文化についても広くとらえようとするのが「平和の文化」の立場です。ユネスコは1976年に、「文化は単にエリートが生み出す仕事や知識の蓄積だけではなく、知識の獲得や生活の方法、コミュニケーションの力」（文化的な生活への最大限の

参加に関する勧告) であると確認しています。文化は毎日の生活での考え方や行動の仕方や習慣や、それらの伝え方などの全体をあらわしているのです。

現在、子どもたちが虐待のはてに殺されたり、一方、子どもによる殺人事件など、人間の生命を軽んじる事件が起こっています。「平和の文化」はこうした事件をなくして、平和的、非暴力的な考え方や生き方を日常的に実現するものとして理解されなければなりません。

§ 21世紀をきりひらく「平和の文化」

戦争や暴力がどれだけ人間の生活と心を荒廃させてきたかをふり返って、人間らしい生活をするためにはどうしても、平和、そして非暴力を貫くことが大切であると認識されてきています。

戦争やさまざまな暴力が生み出すものは、破壊や退廃、そして人間不信、絶望です。20世紀までは、争いや意見のちがいを力によって解決しようとして、人間の生命や美しい自然が奪われてきたのです。

新しい世紀に向かって、とりわけ新しい1000年のスタートにあたって、世界中の国々が争いの平和的な解決をめざしているのです。もちろん日本政府もその決議に賛成しています。

かつてガンジーやキング牧師は、差別や暴力をなくすために、「非暴力」をとなえて民衆とともにたたかいました。20世紀を代表する彼らの思想と行動を引き継いで発展させることが私たちの役割でもあります。「平和の文化」をきずく運動はその中心的な活動なのです。

「平和の文化」とこれまでの平和運動は同じですか？

§ 積極的な平和をめざす「平和の文化」

「平和の文化」は、平和をテーマにした文化行事を行うこととイコールではありません。「平和の文化」の平和とは、これまでの「平和運動」で伝統的に「平和」という言葉であらわされてきた、「戦争のない状態」という意味もふくみますが、それにはより広い意味があります。

§ 戦争のない状態より広い意味をもつ「平和の文化」

「平和の文化ニュース・ネットワーク (CPNN)」の計画書のなかで、ユネスコのデービッド・アダムズ氏が言っているように、①すべての命を尊重し、人間の権利と尊厳を尊重すること、②軍隊や武器や暴力をつかうのではなく、非暴力、すなわち説得と対話と相互理解によって問題を解決すること、③排他や抑圧を終わらせ、共存・共生のために助けあい、わかちあっていくこと、④情報の自由な伝達をとおして、人の話に耳を傾け、学びあい共有しあう機会をもつこと、⑤生態系のバランスを保ち、地球環境をまもること、⑥お互いのちがいを認め、寛容と連帯の精神で社会や共同体に参加していくこと、⑦男女が平等な立場で社会に参加していくこと、⑧自分の主張を述べるとともに他人の主張に耳を傾け、物事を決めていくこと、という広い内容がふくまれます。「平和運動」のめざす戦争や戦争の危険のない状態をつくるとともに、平和で安全な社会のなかで一人ひとりがもっと人間らしく生きていけるような状態をめざします。それは国家レベルの問題だけではありません。それだけでなく、より発展させ、はっきりとさせた内容を「平和の文化」はあらわしています。「わたしの平和宣言」では個人レベルの平和、すなわち、非暴力を支持・実践する、差別や不正義を許さない、人権の尊重などを自分の家庭や学校、職場で実現することによって平和な社会をつくろうというものです。

§ 「平和の文化」は心と行動

「平和の文化」は、以上に述べた内容を誰かにやってもらうということ

ではありません。それは、これらの中身を自分の考え（価値観）にすること、それを行動をとおして取り入れていくこと（態度）、前の世代から次の世代へ引き継いでいくこと（伝統）、そのやり方で実際に実行していくこと（行動様式）、そのような生き方を生活のなかに貫くこと（生活様式）の、すべてをさします。したがって「平和の文化」は、記念碑や行事、建物のように私たちの外にかたちとしてあるものだけでなく、むしろ、私たちの心のなかにあり、まわりの人たちとともに行動していくなかにあるものなのです。ですから「平和の文化」は、学習や対話、共同活動のなかで生まれ、発展していくものなのです。「平和運動」は平和な社会や国際関係の創造のための共同のとりくみをとくに意味しますが、「平和の文化」は、より日常的なトラブルや困難の克服にもつかわれる言葉です。

§ さまざまな人が主人公

「平和の文化」をつくるものは、教育者であり、政府であり、市民社会であり、テレビや新聞などをふくむメディアであり、NGOであり、学者、芸術家、専門家である、というように広範囲です。自覚した、進歩的なリーダー格の人が率先して行動するだけでなく、広範な人びとがさまざまな立場から参加できるのが「平和の文化」のとりくみです。

§ 健康の増進と「平和の文化」の推進

平和運動は、たとえば日本が他国の起こした戦争に巻き込まれ、協力する体制がつくられていくとか、核兵器や生物兵器、化学兵器、対人地雷など、戦争や人命の危機を取り除くために行われる場合が多いのです。しかし、戦争の背後には、武力・暴力を用いてもよいとする考え方があります。「平和の文化」の運動は、直接的に戦争や核兵器などに反対するだけでなく、その背後にある「戦争の文化」や「暴力の文化」に反対していくこともめざします。これは、戦争という病気が起こりそうだから、病院で調べてもらったり、早期に治療をして治すことだけでなく、日ごろから健康を増進させるような生活を心がけて、病原菌をはねのけるような体力をつけることに似ています。

「平和の文化」をつくりあげても、 結局、世界から戦争をなくすことはできないのでは？

人間の生活において、利害の対立や誤解による摩擦自体をなくすことは、残念ながらできないでしょう。しかし、国・民族間で、安全を軍事力によって確保する、利益を武力によって獲得する、利害の対立を暴力・武力を使って決着させるというような、暴力に依存する価値観、暴力的な問題解決の仕方から抜け出すことはできるはずです。

§ 「セベリア声明」の考え方

「そもそも戦争が、人間の持つて生まれた性質そのものから生み出されるものではない」という命題は、「平和の文化」の考え方の基盤になっている「暴力についてのセベリア声明」にある考え方です。国際平和年（1986年）に心理学者・生物学者らがまとめたこの「声明」には、進化論や遺伝学、動物行動学、大脳生理学、人類学などの学問の最新の成果にもとづいて、人間のもって生まれた生物学的な性質のなかには、戦争へと自動的に駆り立てる証拠はないということが、明確に示されています。

§ 歴史的な証拠

戦争は、国家・民族による政治的な手段の一つです。地震や台風のような天災とはちがって、人間の意思によって起こす、起こさないの決定ができるものです。たとえば、海賊で有名な北欧のバイキングが、何百年もたたかいに明け暮れる生活をつづけた後、ここ数百年は戦争をしていないという事例があります。平和を基本とする文化に転換したわけです。

私たち日本人は、明治以降約70年にわたり、自国の利益のためにアジア諸国を侵略しました。しかし、その歴史をふまえてつくり上げた平和憲法の下で、1945年以降約半世紀にわたって戦争を引き起こすことはありませんでした。これは、まがりなりにも日本人が戦争という方法をとらなかったということです。人間は「平和の文化」をきずくことができるし、「平和の文化」は戦争を防ぐ力になりうるという歴史上の実例があるのです。

§ 日常の積み重ねから

「平和の文化に関する行動計画」では、対話、紛争転換、合意形成、非暴力的な社会変革といった、平和をきづく技能を身につける教育・訓練を行っていくことが重視されています。人びとの価値観や行動の仕方を、日常的、個人的なところから非暴力的なものに変えていく——つまり「平和の文化」をきづくということです。その積み重ねによって、国同士の摩擦についても、戦争によらずに創造的な方法で解決するというやり方がみんなに支持されるようにしていく——、これが「平和の文化」の考え方なのです。

「暴力についてのセビリア声明」（1986年）の五つの命題

第1命題「私たちは、動物であった私たちの先祖から戦争をする傾向を受けついでいる——といういい方は、科学的に正しくありません」

第2命題「戦争あるいはその他の暴力行動は、私たち人間の本性のなかに遺伝的にプログラムされている——といういい方は、科学的に正しくありません」

第3命題「人間の進化の過程では、攻撃行動は他の種類の行動より選択される傾向が強かった——といういい方は、科学的に正しくありません」

第4命題「人間の脳のなかに『暴力中枢』をもっている——といういい方は、科学的に正しくありません」

第5命題「戦争は『本能』あるいはなにか単一の動機によって引き起こされる——といういい方は、科学的に正しくありません」

（P 56～58も参照してください）

「平和の文化」をつくる運動は、誰がどのようにすすめるのですか？

「平和の文化」は、誰か偉い人がつくってくれるものではなく、さまざまな立場の人びとが、協力しながらつくり出していくものです。

§ ユネスコとして

たとえば、この運動の中心になっているユネスコでは、「平和の文化国際年」とその後の「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」にとりくむにあたって、世界各地に中心となる機関（focal point）を設けています。そして、そこが各国、地域の行政機関・学校・NGO・企業や個人とパートナー関係を結ぶかたちで、「MANIFESTO 2000」（邦訳「わたしの平和宣言」）署名運動をはじめとする多様な活動をすすめようとしています。

日本では、日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）が窓口になっています。日ユ協連は、学校（クラスやクラブ、大学のゼミなどもふくみます）・NGO・企業、一般の個人と「ピースパートナー」関係を結び、署名キャンペーンを中心とした活動を広く呼びかけています。日ユ協連のホームページには、そのためのさまざまなインフォメーションが掲載され、協力関係の申し込みやインターネット署名もできるようになっています。

§ 「平和の文化をきずく会」として

2000年1月、平和の文化の運動をすすめる日本で最初の非政府組織として「平和の文化をきずく会」（以下、きずく会）が結成されました。これは、平和・人権・女性・子ども・国際理解・環境などをテーマとして教育、運動、研究を続けてきた個人や団体が集まって、日本のすみずみに平和の文化をゆきわたらせようとする団体です。日本では残念ながら、平和の文化についてはまだまだ知られていないので、「きずく会」が推進役となって、さまざまな方法で、多くの人に平和の文化の考え方を知らせていく必要があります。そのために、「きずく会」では独自にいろいろな企画をすることに加えて、日ユ協連と正式なパートナー関係を結んで、協力しながら

署名活動、宣伝活動、講演会などに幅広くとりこんでいます。

§ それぞれの団体が

ここで重要なことは、「きづく会」に集った個人や団体が、それぞれ、自分たちの活動する分野や地域で、「平和の文化」とはなにかをあらためて学び、考え、実践し、それをまた他の個人や団体に広げていくことです。このように、つぎつぎと網の目を広げるようにして、「平和の文化」をきずいていくことです。

§ 若い人びととともに

また、平和の文化をきづくには、未来の主権者である子ども・若者と大人が一緒にとりくむことがとりわけ大切です。つぎの社会をになう若い人びとが生き生きと参加し、中心になっていけるような活動スタイルこそが、「平和の文化」の運動にふさわしいといえるかもしれません。

§ まずあなた自身が

さらに、そうした組織的な活動を広げることとともに大切なことは、一人ひとりが自分の考え方や行動、生活の仕方が平和的で非暴力的なものになっているかどうかを見つめ直し、「私自身が平和の文化をきずいていくのだ」と決意して行動していくことです。生命や尊厳が脅かされることが多い現実に気づいたとしても、「どうしたらよいかわからない」「私ひとりがなにを言っても、やってもしょうがない」「めんどろなことににかかわりたくない」とあきらめたり、無関心をよそおったりすることが多い現代です。しかし、たとえば、地雷や化学兵器、核兵器を禁止させるような平和運動や、環境破壊をやめさせる裁判や住民投票のような大きな運動も、はじめはすべて、そのことに気づいた一人ひとりの小さな行動から生まれているのです。

「ひどい」「おかしい」「やめよう」という、ひとりの思いやつぶやきを他の人に伝えてみると、必ずそれに共鳴してくれる人がでてくるはず。誰かがやってくれるのを待っているのではなく、私にできることから始める。それが「平和の文化」をきづくキー・ポイントです。「わたしの平和宣言」への署名はその第一歩といえるでしょう。

いま私たちは、「平和の文化」をきずくために
具体的になにをすればいいのでしょうか？

§ まず知ろう

まず第一に必要なことは、「平和の文化」について知ることです。このブックレットには基礎的なことがほとんど書かれていますから、大いに役立つと思います。実際に国連で決議された「平和の文化に関する宣言」(P10)や「平和の文化に関する行動計画」(P14)を読んでみましょう。インターネットでも読むことができます。

日本ユネスコ協会連盟<www.unesco.or.jp>

平和の文化をきずく会<www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm>

§ 考えよう

第二に、自分の生活をふり返って、平和の文化の「宣言」や「行動計画」と照らしてどんな生活が求められているかを考えてみて下さい。自分なりにやっていると思われることもあると思いますし、あまりできていないと感じることもあるでしょう。一人ひとりが平和の文化を日常の生活のなかで身につけることが求められているのです。

§ わかちあおう

第三は、まわりの人びとに平和の文化のことを広げていくことです。国連で決議されたものだけということを知っている人は残念ながら限られていますので、積極的に知らせる必要があります。

また、講演会や学習会を開いて、「平和の文化」についてみんなで考えることも重要な活動になります。このブックレットには、資料として、国連の決議だけでなく、「ハーグ10原則」(P55)や「暴力についてのセビリア声明」(P56)なども掲載しましたので、参考にしてください。

§ 行動しよう

さらに、具体的なとりくみとして、ユネスコがすすめている「わたしの平和宣言」(P21)の署名活動があります。全世界から1億人の署名を2000

年秋の国連総会に提出し、もっと広げていこうという壮大な計画です。日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）では100万人を目標にしていますが、これだけ条件が整った日本では1000万人以上をめざしても不思議ではありません。署名すること自体がむずかしい国もたくさんあるのですから。

また、いじめをなくしたり、環境を保全するという内容は、学校ぐるみ、クラスぐるみ、地域ぐるみ、会社ぐるみでとりくむものだと思います。こうした問題にどのようにとりくむかはみんな考えて行動しましょう。

資料などが必要な場合は、日ユ協連や「平和の文化をきずく会」の事務局まで問い合わせてください（P42参照）。

§ 広げよう

さらに、日本の「平和の文化」に関する国連の窓口になっている日ユ協連とパートナーシップ（協力関係）を結ぶことによって、平和の文化の活動を協力してとりくむことになります。個人でもできますし、クラスや学校単位、会社や研究会でもとりくむことができます。

なお、私たち「きずく会」もユネスコと協力しながら平和の文化の運動をすすめますので、会の活動に積極的にご参加ください。

平和のために暴力を行使してもよいのでしょうか？

§ 暴力の文化と平和の文化

それは「暴力の文化」の考え方です。答えはノーです。1999年の国連総会での「平和の文化に関する宣言」第1条には、「生命を尊重し、暴力を終わらせ、教育や対話、協力をとおして非暴力を促進し、実践すること」と明記されています。現在ある暴力を終わらせるだけでなく、積極的に非暴力的な方法を学んで、紛争や問題を解決することが「平和の文化」の大切な精神です。そのような暴力の文化を平和の文化に転換することが大事なのです。

§ 紛争は非暴力と工夫で解決

これまで、「平和のため」「安全保障」という名目で、たくさんの侵略戦争が行われてきました。その結果、関係のない人もふくめ、多くの人の生命が奪われました。暴力にたいして暴力をつかうと、その復讐のために、さらに暴力がつかわれます。この堂堂巡りを断ち切る必要があります。平和学の理論家であり実践者であるヨハン・ガルトゥング氏は、対話と非暴力の方法と創造性を用いて紛争を平和的なものへと転換していく「超越法」を考えだし、成果を上げています。

たとえば、AさんとBさんがけんかをしたとします。その解決法は五つあります。①Aさんの利益だけの決着、②Bさんの利益だけの決着、③AさんもBさんもがまんする決着（けんか両成敗）、④その場はまあまあの決着（問題先送り）、⑤両方の利益と納得をえる決着、です。この⑤の方法で解決するために、二人と対話して、その言い分と目標を聞き、うまく工夫して両者が納得できるような解決法を探り出し、非暴力的に紛争を解決していく方法をガルトゥング氏は考えだし、それを「紛争転換（超越法）」と呼んでいます。この方法は、夫婦げんかから領土問題や国際紛争の問題まで幅広くつかわれています。くわしくは、ガルトゥング著『平和的手段による紛争の転換——超越法』（平和文化刊）を読んでみてください。

§ 憲法は平和の味方

日本国憲法では、国と国の間のもめごとを戦争によって解決するのではなく、軍隊をもたない、使わないことを約束しています。これは、ハーグ市民平和会議でも全世界の人びとから支持されています。平和で安心できる生活が送れる（これを平和的生存権といいます）ように、私たち一人ひとりが努力しなければならないと、憲法には書いてあるのです。

§ 非暴力には勇気と共感と愛が必要

世の中に平和を脅かすものがあるとき、それを平和的に克服するための方法として非暴力があります。マハトマ・ガンジーは、インドをイギリスの植民地から独立させるために、イギリスの軍隊の暴力に同じ暴力で対抗するのではなく、イギリス製品のボイコット、行進や断食などで、国内外の人びとに支持を訴える方法を取り、インドを独立に導きました。また、アメリカのキング牧師は、黒人差別に反対する公民権運動で、黒人にたいする警察の弾圧、白人によるリンチなどの暴力にたいし、デモ、集会、抗議行動など、多くの黒人・白人両方の共感をよぶような非暴力的なたたかひ方をすすめて、法による人種差別の撤廃を勝ちとりました。ヨーロッパの反核運動でも非暴力的な直接行動が行われています。東欧諸国の民主化でも非暴力的方法で民衆が団結しました。南アフリカでは、ネルソン・マンデラ氏らによって人種差別をなくすための政権交代が平和的に行われました。大統領に就任したマンデラ氏は、旧政権下で黒人や活動家を弾圧した人びとに暴力的な仕返しをするのではなく、「真実・和解委員会」をつくり、被害者も加害者もアパルトヘイトという政治体制の犠牲者であるとして、加害者が人びとの前で事実を明らかにすれば恩赦を与えるという解決法をとっています。非暴力的方法は、ときとして、武力に訴えるよりも、もっと勇気を必要とする方法です。また、敵や相手の立場を考えること（共感）や、人間的な思いやり（寛容）の精神も必要です。

いじめや不登校、児童の虐待と「平和の文化」は関係がありますか？

学校でのいじめ、子どもの家庭内暴力、最近では親の「児童虐待」が大きな問題になっています。不登校の生徒も増えています。

これらに共通していることは、人間らしい成長発達が保障されずに、阻害されていることへの怒りや悲しみ、絶望などが表面に現れてきているということです。これはまさに暴力の文化の結果といえるでしょう。

「わたしの平和宣言」は、つぎの六つのことを「毎日の生活や家庭、職場、学校、地域や国全体でとりくむことを誓います」と提起しています。

①すべての人間の生命と尊厳を、差別や偏見をもたずに尊敬します。

②あらゆるかたちの暴力をすべて捨て去って、積極的に非暴力を実践します。肉体的暴力はもとより、性的暴力、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力などのすべてを拒否します。とくに、幼児や青少年など、弱く傷つきやすい人たちへの暴力をなくします。

③思いやりの心で、お互いの時間や所有物をわかちあいます。そして差別や不正義、政治的経済的圧迫などをなくします。

④お互いをわかりあうために表現の自由と文化の多様性を認め、他人をけなしたり、中傷したり、拒絶したりすることをせずに、話しあい、相手の話に耳を傾けます。

⑤地球を守ります。消費者として責任ある行動をとり、この地球のすべての生命や自然のバランスを大切にするような発展を考えるようにします。

⑥連帯を再発見します。連帯の新しいかたちを一緒につくり出すために、女性が十分に参加し、民主主義の原則を尊重して、家庭、学校、地域社会の発展に貢献します。(要約)

いかがでしょうか。「いいたいこともいえない」「人間として認められていない」。こんなつらいことはないでしょう。マザー・テレサは、「人間のいちばんの不幸は、誰からも認められていない、愛されていないと自覚することだ」といいました。いじめっ子もつらくて、ストレスのはけ口をい

じめという非人間的行動、つまり暴力に求めています。児童虐待の父親や母親も同じように、暴力行為で、子どもを傷つけ、さらに自分自身も傷つけているのでしょう。

「ものや地位の価値の確保」にこだわり、「競争のなかでの序列」を絶対視する考え方を社会全体で考え直していくことがいま求められているのだと思います。

チャップリンはヒットラーの暴力を批判して、名作といわれる「独裁者」をつくりました。この映画で、彼は主人公につきのような「演説」をさせています。

「私たちはみんな、お互いに助けあいたいと思っています。人間とはそういうものです。私たちはお互い幸せに生きていきたいのです。お互いみじめに生きていくなんで望んでいません。お互いに憎しみあったり、軽蔑しあったりしたくありません。……人間の生き方は自由で美しくできるはずなのに、その生き方を見失ってしまいました。金もうけという貪欲が人間の心を毒してしまいました。……私たちはたくさん考えすぎてはいますが、ほんの少ししか感じていません。機械文明より人間性が必要です。頭の回転のよさよりもやさしさと思いやりが必要です。この二つがなくなると、生きることは暴力的になり、すべては失われるのです」

演説ではさらに、「人間には幸せをつくり出す力、機械を創造する力、この人生を自由で美しく素晴らしい冒険にする力がある」「民主主義の名において、この力をつかおう」と訴えているのです。

21世紀という新しい時代を、未来と人間を信じて、「平和の文化」を家庭、学校、職場、地域社会で、まずあなたからはじめて、少しずつきずいていきましょう。

民主主義と「平和の文化」はどういう関係でしょうか？

§ いろいろな民主主義

民主主義を実行し、発展させることが「平和の文化」の重要な課題です。民主主義は、議会や選挙などの制度をさすだけではありません。多数決と少数意見の尊重という手続きをいう場合もあります。他者の意見に耳を傾け、尊重する思想でもあります。より多くの人により全面的に社会参加するための運動でもあります。経済面や文化面での民主主義もあります。

§ 「わたしの平和宣言」は「わたしの民主主義宣言」

「平和の文化」の署名運動「わたしの平和宣言」では、六項目のうち、とくにつぎの三つが民主主義にかかわります。

わかちあい——「3 なにごともみんなでわかちあいます。社会差別や不正義、政治的あるいは経済的な圧迫を終わらせて、思いやりの心をもって自分の時間や所有物をみんなとわかちあいます」

これは、正義と平等と経済面での民主主義を実現する課題にかかわります。世界には、難民生活や自然破壊などによって困っている人がたくさんいます。日本でもいじめや不当な扱いを受けて苦しんでいる人たちがいます。日本人という民族や、自分たちのグループや、私の家族だけが幸福であればいいという考えを捨てて、本当に困っている人びとの人権を尊重し、人びとの声が政治や経済に反映するような世の中をつくっていく必要があります。

よくきくこと——「4 人の話をよく聞くようにします。人をけなすことや中傷すること、拒否することをやめて、いつも話しあいを優先させ、人の話を聞くことを重視して、表現の自由と文化の多様性を守ります」

これは、民主主義の実現のための基本的な態度です。話しあいによる問題の解決が民主主義、そして平和の文化の基本です。とくに、弱い立場にある少数者の声に耳を傾ける必要があります。言葉で相手を傷つけることも「暴力」の一種です。お互いの立場と意見を尊重しなければなりません。

話しあいによる民主主義的な方法は時間がかかるものです。努力をおこたったり無関心でいることは、自分の権利をなくすだけでなく、民主主義を内側からくずしていくことです。私たちの代表を選ぶ選挙で、棄権することも議会制民主主義を弱めていくことです。

なかよくともに——「6 本当の仲間をつくります。新しいかたちの連帯を生み出すために、女性のあらゆることへの完全な参加の精神と民主的な原理を尊重することによって、よりよい地域社会づくりに貢献します」

男女平等はこれからの民主主義の根幹です。また、弱い立場の人びと（マイノリティー）が、差別されることなく安心して暮らせるような世の中にする必要があります。そのためには民主主義的な原則によって対話と決定を行っていくことが大切です。それによって、まわりの人びとも、地球の別の場所で暮らしている人びとも、仲よく、楽しく、暮らしていくことができます。

§ 民主主義を足もとから世界へ

このように、「平和の文化」の運動は、これまで「平和と民主主義の課題」としてさまざまな運動にとりこんできた人たちにとっても、その考え方（価値観）や、行動をとおして自分のなかにそれを取り入れていくこと（態度）や、前の世代からつぎの世代へ引き継いでいくこと（伝統）や、それを実際に実行していくこと（行動様式）や、そのような生き方を貫くこと（生活様式）によって、身近な生活から全地球規模での人類的課題まで幅広く展開した運動なのです。

「平和の文化」に関する資料にはどんなものがありますか。
また、どうしたら手に入りますか？

§ 日本ユネスコ国内委員会と日本ユネスコ協会連盟

「平和の文化」の活動は国連のユネスコが中心になってとりくんできたので、ユネスコの日本での窓口になっている日本ユネスコ国内委員会（文部省内）に、パリのユネスコ本部からすべての資料が届くことになっています。ユネスコ国内委員会に問い合わせれば公的な資料は手に入ります。ただし、一部は日本語訳になっていますが、ほとんどの文書は英語です。

公的なユネスコ国内委員会のほかに、民間の日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）があります。社団法人で、国から一定の助成を受けて活動しています。「平和の文化」に関しては、国際年の仕事が国内委員会から日ユ協連に委託されたため、積極的なとりくみをすすめています。日ユ協連には、公的な資料や平和の文化に関する材料が準備されています。

§ インターネットの活用

平和の文化の活動をすすめる上で重要なメディアです。ユネスコ本部や日本ユネスコ協会連盟のホームページもあります。インターネットでコンピューターをつなぐと、上にあげた公的資料以外のものも見ることができます。また、自分のコンピューターにその情報を取り込めば、自分でプリントすることもできます。

平和の文化をきずく会ホームページ

< <http://www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm> >

〒332-0015 埼玉県川口市川口2-15-1-1004 瀧口方

TEL・FAX 048-254-5074

日本ユネスコ協会連盟ホームページ < <http://www.unesco.or.jp> >

〒150-0003 東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル12F

TEL03-5424-1121 / FAX03-5424-1126

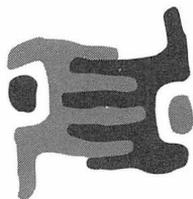
ユネスコ本部ホームページ < <http://www.unesco.org> >

第3部

平和の文化をひろげる

— 運動と声と資料 —

PEACE IS IN OUR HANDS
CULTIVONS LA PAIX
CULTIVEMOS LA PAZ



السلام بين أيدينا
Мир в наших руках
让我们播种 和平

【公式スローガン】これは「平和の文化国際年」の公式スローガンです。シンボルマークとともに、英語・アラビア語・フランス語・中国語・スペイン語・ロシア語でスローガンが書かれています。フランス語とスペイン語と中国語は「私たちのまわりに、平和の種をまき、耕し、養いましょう」という意味です。ヨーロッパのラテン系の言葉では、「耕す」という単語と「文化」という単語は同じ語源なのです。「文化」は人びとや民族や国々の長い歴史のなかで、耕され養われてきたものです。一方、英語とロシア語とアラビア語は「平和は私たちの手の中に」という意味になっています。こちらの表現は、手になぞらえたシンボルマークのイメージにより近い意味になっていますね。

「平和の文化をきづく会」設立宣言

20世紀は二度にわたる世界的な戦争をふくめて、この地球上でさまざまな争いがありました。多くの人間が死んだだけでなく、自然の破壊や生物の絶滅をも引き起こしています。また、人間同士が協力して生きていくことが忘れられ、お互いに孤立した状況におかれています。

人間は本来、もっとゆたかであり、戦争や暴力は人間の本質からもっともはずれたものであることは「暴力についてのセビリア声明」（1986年）で、世界の科学者たちが明らかにしています。

国連総会によって、2000年は「平和の文化国際年」、2001年から2010年は「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」として決議され、世界中が平和の文化をつくるために努力しています。ユネスコは、「わたしの平和宣言」の運動を組織して、2000年9月の国連総会に1億人の署名を提出することをめざしています。日本では日本ユネスコ協会連盟を中心として100万人を目標としています。

私たちは、国際連合やユネスコの提起する「平和の文化」への歩みを、この日本においておおいにすすめる必要があります、そのために協力しあうことが求められていることを自覚して、「平和の文化をきづく会」（以下、「きづく会」）を結成します。21世紀を「暴力の文化から平和の文化」に大きく転換させるために、私たちはあらゆる場でこの趣旨をひろめていきます。

平和を願う多くの方々が「きづく会」に参加して、ともに平和の文化を創造していくことに歩みをすすめていただくことを願っています。

2000年1月16日

「平和の文化をきずく会」会則

第1条 【名称】

本会の名称を「平和の文化をきずく会」(The Japanese Society for Developing the Culture of Peace)とし、事務所を東京に置く。

第2条 【目的】

本会は、国際連合の「平和の文化に関する宣言」ならびに「行動計画」の精神をふまえて、日本に平和と非暴力の文化をきずくことを目的とする。

第3条 【会員】

前条の目的に賛成するものはだれでも会員となることができる。

第4条 【賛同者・協賛団体】

会員以外に本会の趣旨に賛同する個人および団体をそれぞれ賛同者、協賛団体として登録できる。

第5条 【活動】

- 1 この会はその目的を達成するために、会員の自主的な活動を尊重しつつ次の活動を行う。
 - ア. 研究会、講習会、懇談会の開催。
 - イ. 平和の文化に関する情報交流と資料の提供。
 - ウ. さまざまな団体との交流。
 - エ. その他「平和の文化」をすすめるために必要なこと。
- 2 本会の会員は、それぞれの地域などにおいて平和の文化を広めるために努力する。

第6条 【組織】(略)

第7条 【役員】(略)

第8条 【財政】(略)

付 則 1 この規約は2000年1月16日より実施する。

「平和の文化をきずく会」の設立に寄せて

日本ユネスコ協会連盟事務局長 岡田 茂

私たち日本ユネスコ協会連盟（以下「日ユ協連」）は、このたびの「平和の文化をきずく会」（以下「きずく会」）の設立をこころから歓迎し、平和の文化の運動を協力してすすめることをよろこぶものです。

ご承知のように、ユネスコは国連の一機関ですが、日本では戦後すぐに、ユネスコ憲章に共感し、加入を促進する「ユネスコ協力会運動」が民間運動として発足し、以後50余年、「日ユ協連」と名前を変えて、政府のユネスコ国内委員会とは別に、NGOとして活動しています。開発途上国への顔の見える援助としての「世界寺子屋運動」や世界遺産の周知と環境の保護をうったえる「世界遺産保護活動」はよく知られています。これらの運動は、市民の方々の募金や学校その他による書きそんじはがきを集める草の根の運動に支えられて、営々と継続してきました。「世界寺子屋運動」は途上国において「World Terakoya Movement」という名前で定着しつつあります。

今年は、「日ユ協連」では、ユネスコと国連の提唱する「平和の文化」の運動を署名を中心として多面的に展開し、日本におけるこの活動の民間での軸の役割を担っています。私たちは力不足ですが、「きずく会」をはじめ多くの団体や個人の方々との協力によってこの運動をみのもり多いものとし、今年に続く「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力の10年」もこの視点から継続した運動として発展させたいと希望しております。

「きずく会」の発展を祈るとともに、よい意味の共同関係を構築していきたいと望んでいます。

平和の文化を育て、築こう

——これまでの実践をふまえ、意識的なものへ——

平和・国際教育研究会 森田 俊男

国連・平和の文化に関する宣言は、国連が、世界の諸国人民の、とくに90年代の、平和・民主主義・人権・環境・発展のための教育の努力をふまえて、21世紀に向け、全世界的規模で、あい呼応して＜平和の文化＞を育て築くことに踏み出そうと呼びかけたものです。21世紀を、もはや国家間の戦争は許されない、紛争は起こるが＜対話＞＜理解と協力＞＜積極的な参加＞によって解決されていく世紀に、と展望して（宣言前文）。

ところで、平和の文化とはなにか。反対はユネスコのいう「戦争と暴力の文化」です。それは軍国主義や大国主義・覇権主義、自民族文化優越主義、新自由主義などの社会・経済・政治の体制や、それに寄生する芸術・学問・技術、その底にある価値観・態度・伝統などでしょう。

国連は、世界中で「戦争と暴力の文化」とたたかい、＜紛争を平和的に解決していく国＞とその＜国際的協力＞、＜貧困の根絶＞＜子どもと女性の社会参加＞などを築く、と同時に、＜あらゆる形態の外国の支配からの離脱・自決の完全な実現＞を、と呼びかけているのです（第3条）。

そして、そうした平和な国のあり方、国際経済・政治体制を築いていく大人と子どもに、次のような「価値観・態度、生活様式」、つまり＜命の尊重＞＜非暴力の実践＞＜人権と自由の尊重＞＜多元的共存＞など、と同時に＜紛争の解決での国家主権の尊重＞＜平和や人道の擁護のためとはいえ大国の武力介入は許されない（それは必ず国連の権威の下で）＞という態度を育てることをもっと意識的に、と提起しているのです（第1条）。

世界の教師・研究者・ジャーナリスト・親たちに呼応して、学校の内外で、核兵器とその廃絶、沖縄の米軍基地、日米同盟、北朝鮮との国交、南北朝鮮の平和的統一、東アジアに平和の体制を、などを具体的学習課題にとりあげ、＜学習と調査と意見表明・参加＞を活発にさせ、上の価値観・態度・行動様式のひとまとまりを育てることにとりくみましょう。

「平和の文化をきづく会」へのメッセージ

第9条の会日本事務局 勝守 寛

このたび「平和の文化をきづく会」が結成されましたことを、こころからお祝い申し上げ、今後のご活躍を期待いたします。戦争放棄の憲法第9条を堅持し、その崇高な理念を世界に広める運動をしております「第9条の会」としては、戦争のない21世紀をめざしてみなさまとともに平和の文化をきづく運動にとりくんで参りたいと思います。

1999年5月、ハーグに世界中から約1万人が集まったNGO主催の国際平和市民会議では、コア・プログラムの一つに「戦争の根源除去と平和文化の構築」がありました。最終日にアナン国連事務総長らに手渡された「21世紀への平和と正義のためのアジェンダ」の基本10原則の第1項は「日本国憲法第9条をみならって、各国議会は政府による戦争行為の禁止を決議すべきである」と述べています。ハーグのNGO平和市民会議で、21世紀の世界の指導原理としての日本国憲法第9条が高く評価されたことと対照的に、日本国内では第9条は無視され、形骸化されてきました。

国会の憲法問題調査会では、アメリカの押しつけによる憲法は破棄して、独自の憲法を制定すべきだという意見が出ています。同じ立場の人たちが一方でアメリカ政府の押しつけによる日米軍事協力には賛成しているので、矛盾した話です。敗戦直後の混乱のなかで、アメリカの助力なしにこのような人類の英知の結集と考えられる平和憲法ができるはずがありません。大多数の日本国民は大歓迎しました。また、平和憲法は日本の侵略戦争の犠牲となった国内外の莫大な数の人びとの生命の代償によって得られた貴重な宝物でもあります。しかし憲法改悪を行い、日本を再び戦争のできる普通の国にしようとする人びとが勢力を伸ばしてきたことに大きな危機感を覚えます。平和の文化をきづくには、「平和憲法の前文と第9条」の理念から出発し、この精神を堅持すべきであると考えます。

「平和の文化をきずく会」へのメッセージ

全国生活指導研究協議会 浅野 誠

平和が、広く＜構造的暴力＞を克服していく課題だとすれば、平和教育は、人権教育、反差別教育、ジェンダー教育、環境教育、ヒューメイン教育、開発教育、多文化教育、市民教育といった広範な教育の課題・分野と深く結びあいます。また私が長くかかわってきた、人びとの生き方・生活のありようにかかわる生活指導の実践においても、これらの広範な課題に、これまでの数倍以上のエネルギーを注いでとりくんでいく必要があると考えています。とくに平和と戦争の問題、環境問題など、今日の地球的危機状況は、国際政治のレベルから、人びとの日常生活のありようまでの再検討・再創造を求めているからです。

それらのことを「グローバリズム」ということにかかわっていえば、グローバルな競争で勝利をおさめうるような人間づくりを求める教育動向の広がりに対抗する私たちのグローバリズムを創造し、グローバル教育を追求していかなくてはなりません。その点で、近年のナショナリズムの強調の動向のなかに、＜強者の論理＞＜競争における勝利を追求する論理＞が強く見られることに留意する必要があります。私たちは、＜弱者の論理＞のなかから生まれたナショナリズムを正しく擁護しつつも、＜強者の論理＞のナショナリズムは、克服していく必要があります。

その点で、日本における今日のナショナリズムは、その大半が＜強者の論理＞に立っており、かつしばしば＜弱者の論理＞の顔をもって、人びとをそこに動員しようとしている点に注目せねばなりません。そのためには、日本に在住する人びとが、グローバルな規模において、どういう位置に自己が置かれているかについての認識を深め、今日の日本の＜強者の論理＞の克服に向かう必要があります。そうした意味でも、上記のような多様な教育の前進と同時に、「平和の文化をきずく」という興味深い課題へのとりくみの発展が期待されます。本会の発足・発展を期待しています。

戦争おもちゃをなくせ

歴史教育者協議会 金子 真

デパートのおもちゃ売場を見てびっくりしました。プラモデルが山のよ
うに積まれています。「アメリカM36ジャンゲン駆逐戦車」「アメリカ第7
艦隊オブライエン」をはじめ、「可動戦士ガンダム」「グレートマジンガー
秘密基地」「宇宙戦士バイデイオス」「聖戦士タンバイン」「魔神戦神丸」
「宇宙戦艦ヤマト」など、まさに戦争おもちゃの山です。子どもたちは、
アニメで「戦士」を見、そのおもちゃで遊んでいるのです。

つい10年前は、教室の机の上の筆箱の絵にアメリカの「空母エンター
プライズ」や「ミッドウェー」「ファントムF16」などがあり、下敷きには
「宇宙戦艦ヤマト」の絵がありました。子どもたちは授業にあきてくると、
これらの絵を見て遊んでいるのです。

1978年第1回国連軍縮総会で軍縮のための行動計画の一つとしてユネス
コの軍縮教育世界会議がもたれました。80年には軍縮教育の決議がなされ、
その付属文書には、「家庭教育、家庭は社会の核をなすものであるから、
次の新しい世代が平和をめざす第一歩を踏み出す場所はまず家庭にお
いてでなければならない。したがって家庭は子どもの教育において軍縮を
めざす姿勢をとることができるよう、その教育における家庭の役割に大き
な注意を払う必要がある」「この点に留意して好戦的なおもちゃを廃止し、
紛争を平和的に解決する心を子どもに抱かせるようなおもちゃを工夫する
ような努力を行うべきである」とあります。

1982年には、欧州共同体は「域内での戦争おもちゃの生産、販売、普
及の禁止に関する法律」を賛成82、反対45、棄権12で採択しています。

このように世界では20年も前に子どもたちの暴力の文化をなくし、非
暴力の文化に向かっているのに、日本では、まだまだ戦争のおもちゃが子
どもたちの遊びになっています。「平和の文化をきずく会」は欧州共同体
で行っていたようなことをしていくのではないのでしょうか。

長崎への旅から

民主教育研究所代表 堀尾 輝久

2月4日、長崎総合科学大学平和文化研究所に招かれて、「地球時代の平和教育の課題」と題して講演してきました。小倉生まれの私には、1945年8月9日のナガサキは、私の生死を分けた日でもあり、特別の想いが深く、それだけに緊張しての長崎講演でした。

参加者は多くて50人くらいかなと話していたのですが、300人近い市民・学生・ヒバクシャの方が集って、熱心に聴いて下さったことはうれしいことでした。さすがは長崎。1975年に設立されたこの研究所の名前が「平和文化研」であることにもその先見性が感じられます。平和研とすると政治色で見られるので、平和文化とする方が柔らかな感じを与えて通りがよかったということもうかがい、それ自体大事な配慮だと思いました。

講演では、私たちの「平和の文化をきずく会」の発会のことも報告し、「長崎からも、先進的な平和文化へのとりくみを、全国へ、そして全世界へ発信して下さいを期待します」と結んだのでした。

翌日は原爆資料館へ。長崎の被爆の惨状はもちろん、ビキニ、ネバダ、パラチンスクで繰り返された計2000回を超える核実験で、付近の住民に多くの被害が出ていること、それを告発する住民たちのビデオを通しての「核実験に安全性はない。ここにもヒバクシャがいることを知ってほしい」という訴えには痛切なものがあります。

オランダ坂から大浦天主堂、そしてグラバー邸への道は、この地の国際的交流と鎖国、そして祈りと殉教の歴史をふり返らせ、平和文化の伝統の重みを感じさせます。長崎で布教活動をしたコルベ神父が、あのアウシュビッツの殉教者コルベ神父そのひとであることにも衝撃を受けました。

グラバー邸では、幕末の志士たちをかくまったことも知りました。復元途中の「出島」が、鎖国時代の唯一の、国際社会へと開かれた出島＝出窓であったことにも当地の開かれた文化伝統の豊かさを感じる旅でした。

子どもたちの平和への想い

—東京の中学1・2年生の声—

1 あなたにとって《平和》とはなんですか。

■学校で楽しく生活することが私にとっての平和です。それと、戦争や核兵器がなくなればとっても平和だと思います。学校で楽しく生活することは本当に身近な小さな平和ですが、とても大切なことだと思います。いじめで自殺してしまう子もいるからです。

■〈平和＝幸せ＝喜び〉だと、私は思います。何かにしぼられることなく、争いもなく、いろいろな人たち、一人ひとりが笑顔でいられること。そして、傷つけ合うことなく、明日という未来に、希望が持てるようになること。でも、それはすべて、私だけがそうなるのではなく、世界中の人々、一人ひとりが心からそう思えるようにならないと！

■一人ひとりが幸せでいることだと思う。学校に行くのがヤダとか、つまらないとかがあったら、平和ではないと思う。みんな、日曜日でも学校に行きたいと思えるような学校になればいいと思った。みんな仲がよくて、何をするんでも、協力できる。たまにはケンカもあるかもしれないけど、お互い、よく理解して、また仲良くなれるような学校が平和だと思った。

■身近なことというのならば、夜、外にいても親が心配しないですむ世の中。殺人事件がとってもめずらしくなる様な世の中。世界中の人が、帰りの遅い家族を心配せずに安心して待ってられる、そんな世界。

■私にとっての平和は、あまりよくわからないけど、今の世の中には無いものだと思う。「平等」とか「平和」とかって口にだすのは楽けど本当に実行できる人なんていないし、実行できるものじゃないと思う。……でも、戦争で苦しんでいる人や困っている人を助けていくのが平和への近道だと思う。

2 平和への夢を書いてください。

■このいっぱいある国を、地球国という、一つの国にする。そして、アメリカがとか日本がとかじゃなくて、世界の大統領みたくのつくって（みんなでセンキョ）まとめれば、戦争なくなる。人種差別をしたやつは、打ち首とか（笑）。まあ、それはヒドイけど、とりあえず刑を考えて、地球人みんなで考えればいい案でるんじゃないかと思う。ムリだろうけどね。

■戦争はやっぱりやめてほしい。たとえ、勝ったとしても、犠牲になる人はいるわけだし、日本も前にすごい残酷な戦争をやっていたけど今でも後をひいてる。今の人（私もかな？）は昔のこととしか思っていないかもしれないけど、戦争は今も続いているし、今、この瞬間にも多くの人々が戦争で死んでいっている。

■人々の感じ方などのまさつを「戦争」というかたちではなく、話し合いで解決できるようになってほしい。

■中国、朝鮮や、アフリカの人びとのまずしい生活や、世界中の病気で苦しんでいる人びとが、明日も楽しみだなあ、と思えるような、幸せになれるような未来というか、そんな21世紀が来るといいなあと思います。

■とにかく、平和になるのには世界中の人が仲間になることです。最近、テレビゲームや悪質なインターネットで、狂ってしまう人が多いそうなので、私はそのテレビゲームやインターネットをもっといい方向へ動かせば良いのだと思います。例えばインターネットで、どんなに周囲に友達がいなくて、孤独な人でもEメールを使って、顔も名前も知らない人とふれ合えたら、心が少し、なごむのではないのでしょうか。そうやって、世界中の人とふれ合えることを私は望んでいます。この世にきっと、「親友」になれる人がいるはずだから。たとえ、身近にいなくても。

■世界の核兵器を宇宙にする。→自えいたいかいさん→武力をもたない世界にする→刃物をなくす→けんじゅうをなくす→がし者が少なくなってくる→平和になる（たぶん）。

3 平和にとって大切なこととはなんですか。

■仲間を作ろう、友達になろう、という積極的な気持ちです。そして、お互いどんなことがあっても励まし合い、助け合える、心と心のつながりも必要です。まずは、みんなで友達になりたいです。それと、「戦争をなくすことが平和へのつながり」という世界中の考えを作り直して、「人を傷つけないことが平和へのつながり」と考えてほしいです。

■今、現在がどんなに辛く苦しくても、あきらめないで希望を持ち続けること。いつか笑顔になれるときに必ず来るから、だから頑張る。みんなが前向きに考えていれば、一人があきらめてしまった時、手を貸してあげられる。そうやってお互い一歩ずつ進んでいく。時間はたくさんかかると思う。でも、ゆっくりでいいから前に前に進む。前に進む者が一人でもいたら、周りも頑張れる。平和は一人では作れない。二人、三人、百人、…何万人……。みんなで作ってゆくものだと思う。

■愛です。自由です。無差別です。平等です。といいますか、実際は、一人ひとりの「心」がまえだと思います。

■自分の言いたいことを、誰かに相談できること。だれか一人でも、相談できる人がいれば、それだけ、楽になると思う。自分だけで解決しようと思っても、苦しくなるだけだから、親でも友達でも、だれか一人でもいいから、相談する相手がいなければいけないと思う。そういうふうに解決していけば、いい笑顔にみんながなれると思う。

■家族、友達、学校などとのコミュニケーション。笑顔。

■平和って何か、とまず自分自身で考えて、それをみんなで話し合っ、また、それをちがう国どうして話し合っ、小さなことでもいいから少しずつ平和へ近づいていけばいいのだと思う。まずはじめは考えること。

■「認め合うこと」だと思う。一人ひとりを認め合わないと絶対に平和にならないと思う。みんながみんなを認め合っていて、対等に話し合えるところに日本がなってほしい。どんな国も、どんな町もそうになったら戦争はなくなる。

ハーグ市民平和会議10原則

——公正な世界秩序のための10の基本原則——

(1999年5月)

ハーグ市民平和会議は平和アピールのエッセンスをわかりやすく示すため、「公正な世界秩序のための10の基本原則」と題して以下のような10原則を発表した。

- 1 各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。
- 2 すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
- 3 各国政府は、国際刑事裁判所規程を批准し、対人地雷禁止条約を実施すべきである。
- 4 すべての国家は「新しい外交」を取り入れるべきである。「新しい外交」とは、政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。
- 5 世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない。しかし、武力に訴える前に、あらゆる外交的な手段がつくされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権威のもとでなされるべきである。
- 6 核兵器廃絶条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである。
- 7 小火器の取引はきびしく制限されるべきである。
- 8 経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。
- 9 平和教育は世界のあらゆる学校で必修にすべきである。
- 10 「戦争防止地球行動」の計画が世界秩序の基礎になるべきである。

暴力についてのセビリア声明

(1986年)

(この「声明」は、20人の科学者がスペインのセビリアの国際会議に集まり、戦争の原因を本能や遺伝などに求める誤った信念を科学の立場から批判したものです。1989年のユネスコ総会において支持・採択されました)

前 文

この「声明」は希望のメッセージです。それは、平和は実現可能である、戦争は終わらせることができる、と述べています。それは、戦争の苦しみ、傷つき倒れる人びとの苦しみ、家を失い家族を失ってとり残される子どもたちの苦しみは終わらせることができる、と述べています。それは、戦争の準備をするかわりに、教師、本、学校のような人やものために、医師、医薬品、そして病院のために私たちはお金を使うことができる、と述べています。

この「声明」を書いた私たちは、北から南から、東から西から、多くの国々からきた科学者です。この「声明」は世界中のたくさんの科学者の組織によって承認され、公刊されました。その科学者は、人類学者、動物行動学者、生理学者、政治学者、精神医学者、心理学者、および社会学者をふくんでいます。

私たちは戦争と暴力の問題を今日の科学の方法で研究しました。もちろん知識には終わりはありません。いつか人びとは、今日、私たちが知っているより以上のことを知るでしょう。しかし、私たちはもっとも新しい情報にもとづいて率直にお話する責任をもっています。

暴力と戦争は私たちの自然な生物学の一部であるから、終わらせることができない、という人たちがいます。私たちは、それは真実ではない、と述べています。奴隷制、および人種と性による支配はわれわれの生物学の一部であると主張する人がいました。現在の私たちは、彼らが誤りであったことを知っています。奴隷制は現に終わりました。そしていまや世界は人種と性による支配を終わらせる仕事にとりかかっています。

五つの命題

1 動物は戦争をするし、人間も同じ動物だから、戦争は終わらせることができない、という意見は科学的に正しくありません。

第一に、動物は戦争をしません。したがってそれは真実ではありません。第二に、われわれは動物とまったく同じではありません。ですから、それは真実ではありません。動物たちとちがって、われわれは自ら変えることのできる人間の文化をもっています。ある世紀には戦争をしていた文化が終わり、つぎの世紀には隣国と平和に暮らすこともあるのです。

2 戦争は人間性の一部だから終わらせることができない、という意見は科学的に正しくありません。

人間の性質について論議してもなにかを立証することはできません。その理由は、われわれ人間の文化が、われわれに、われわれの性質をかたちづくり、世代ごとにそれを変える力を与えるからです。卵細胞と精子のなかで親から子へ伝えられる遺伝子が、われわれの行動する仕方に影響をおよぼすことは真実です。しかし、われわれが、そのなかで成長する文化に影響されること、そして、われわれが自分自身の行動に責任をとることができるということもまた真実です。

3 人間も動物も暴力的なものがよりよく生きることができ、子どもを他のものより多く持つことができるのだから、暴力は終わらせることができない、という意見は科学的に正しくありません。

実際には、証拠が示すように、人間も動物もお互いが上手な力の合わせ方を習得しているときこそ、もっともよく生きているのです。

4 われわれの脳のためにわれわれは暴力的でなければならないのだ、という意見は科学的に正しくありません。

脳はわれわれの足や手と同じように体の一部です。それらはみな、暴力のために使うことができるのとまったく同じように、協力のために使うことができます。脳はわれわれの知能の生理的基礎ですから、われわれに自分がなにをしたいのか、なにをなすべきかについて考える能力を与えています。また脳は、大きな学習の可能性を持っていますから、われわれはも

のごとを処理する新しい方法を発明することができます。

5 戦争は「本能」によって引き起こされる、という意見は科学的に正しくありません。

たいていの科学者はもはや「本能」という術語を用いません。それは、われわれの行動のなかには、学習によって変えることのできないほど決定的なものが一つもないからです。もちろん、われわれは恐れ、怒り、性、そして飢えのような情動や動機をもっています。しかし、われわれは一人ひとりそれらを表現する仕方に責任を負っています。現代戦では、将兵の決意と行動はふつう情動的ではありません。それどころか彼らは自分たちが訓練されたとおりに各自の任務を遂行するのです。兵隊たちが戦争のために訓練される時、国民が戦争を支持するように訓練される時、彼らは敵を嫌い、恐れるように教育されます。もっとも重要な問題は、彼らが、まず第一に政治指導者とマスメディアによって、そのように訓練され、覚悟させられるのはなぜかということです。

結 論

われわれは、われわれの生物組織を理由にして戦争と暴力を宣告されてはいない、と結論します。そうではなく、戦争と、戦争が引き起こす苦しみを終わらせることはわれわれにとって可能なことです。われわれはそれを一人ひとりでやることはできません。それはみんながいっしょに活動することによってはじめてできることです。けれども、われわれにそれができる、ということのをわれわれ一人ひとりが信じるか信じないかは大きなちがいをつくります。信じなければ、やってみる気さえおきないでしょう。戦争は古代に発明されました。それと同じようにわれわれは、われわれの時代に平和を発明することができます。われわれの役割を果たすことは、われわれ一人ひとりの責任です。

<上の文章は「声明」を若者向けに平易な表現にしたものです。原文（英語）と日本語訳は『暴力についてのセベリア声明』（平和文化刊）を参照>

平和の文化ニュース・ネットワーク (Culture of Peace News Network = CPNN)

平和の文化ニュース・ネットワーク (CPNN) とは？

CPNNは、ユネスコ、およびそのパートナーが行うプロジェクト（計画）です。平和の文化および非暴力に関する地域の活動、およびメディアの動向に関する情報提供を、インターネットのホームページのネットワークで展開することを目的としています。

内容はホームページへのビジターからの投稿にもとづいて、建設的な議論をすすめるために、研修を受けたモデレーターが投稿原稿を編集します。このような試みによって、平和に関するニュースおよびメディアにたいする大衆的な需要が高まることを目的としています。

平和のニュースとは？

暴力に関する報道がくり返し行われることにより、それを見ている者が暴力に対して感性が麻痺していく傾向があり、また暴力の行使を助長する作用があることにたいして、世の中では懸念が高まってきています。同時に、平和のために働いている人間は、必ずしもそれに値する評価を受けているわけではありません。本当に価値のあるニュースが必ずしもドラマティックであったり、マスコミからみてニュース性があるとは限らないからです。CPNNはそのようなマスコミのあり方にたいして、もう一つの選択肢を提供することを目的としています。平和の文化および非暴力を促進するための行為やキャンペーンがより理解されるよう積極的にサポートしていくものです。ゆくゆくは、ある国でプロジェクトを行っている地域社会のグループが、他の国の同様なグループと自分たちの経験について交流していけるようになることをめざしています。

平和のメディアとは？

CPNNは、平和の文化の価値観の枠組みのなかで、本、映画、歌、コンピューターゲームなどの材料を提供します。投稿記事は、国連決議および「わたしの平和宣言」のなかでうたわれた原則から引き出された八つのキ

一にもとづいて編集されます。八つのキーとは以下のものです。

①すべての生命の尊重——あらゆる人間の権利と尊厳を尊重する。

②非暴力——説得と理解によって正義を得るよう、あらゆる暴力を拒否する。

③助けあい——排他および抑圧を終わらせ、調和の精神のもとでともに生きていく態度を養う。

④人の話に耳を傾ける——情報の自由な伝達を通して、お互いに学びあい、共有しあう機会をもつ。

⑤かけがえのない地球を守る——生態系のバランスを保ち、すべての生命を尊重するよう行動する。

⑥寛容と連帯——それぞれの人間が異なり、共同体にたいしても誰もが貢献しうることを理解する。

⑦男女の平等——社会を建設していくために男女が平等な立場で参加できるようにする。

⑧民主主義——自分の主張を発言するとともに、他人の主張に耳を傾け、決定を下す。

投稿者

CPNNのホームページの内容は、大部分がホームページのビジターから投稿されるものです。ここでいう「ビジター」とは以下のものです。

①自分の共同体で平和の文化の活動にすでに従事している人。また、世界の他の地域でどういう活動があるかを知りたがっている人。

②最近の映画や本のレビューに興味をもっている人。

③平和の文化国際年のための課題活動をしている学生。

④ある一定の地域のニュースを探している人。

投稿者は、ニュースやメディアに関するレポートを寄稿することを求められるとともに、すでに掲載された記事にコメントしたり、論議に参加することを求められています。

モデレーターとは？

ホームページは、つぎのようなことができるよう研修を受けたものによ

って運営されています。

- ①投稿記事のテーマが八つのキーに当てはまっているか判断する。
- ②投稿記事が明快で短く、率直で面白い内容になるよう指導する。
- ③記事にたいするフィードバックをする。
- ④対話を促進し、おもしろいホームページにするために記事を編集する。
- ⑤論争および紛争にたいして建設的に対処する。

言語は？

CPNNは多言語サービスです。最初にオペレーションを開始したのはロシア語で、その後、英語・フランス語・スペイン語・アラビア語・中国語での準備がすすんでいます。将来的にはそれぞれのホームページのある一定の割合が、英語に翻訳され、共有のプールに入れられます。それぞれのサイトは、共有プールから記事を引用することができるようになります。これにより、世界規模の情報の共有ができるようになります。

問い合わせ先

David Adams, Director

Unit for the International Year for the Culture of Peace

UNESCO

7, Place de Fontenoy, 75007, Paris, France

E-mail: z.varoglu@unesco.org

Telephone: 33.1.45.68.15.51 or 33.1.45.68.15.27

<各国語のCPNNのホームページは「平和の文化をきずく会」のホームページ (<http://www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm>) にリンクされているので、そこからも見るができます>

あ と が き

1996年、ユネスコの出版局から「暴力の文化から平和の文化へ」という論文集が出版されました。そして、大東文化大学の河内徳子教授と立正大学の藤田秀雄教授の提案で、日本語への翻訳に向けた学習会が企画されました。翻訳出版についてはさまざまな課題があって実現しませんでした。学習会で「暴力についてのセベリア声明」「ハーグ市民平和会議の決議」などについて学ぶなか、2000年1月16日に「平和の文化をきずく会（以下、きずく会）」の結成を確認しました。そして、歴史教育者協議会、平和・国際教育研究会、平和のための心理学者懇談会、全国民主主義教育研究会、新英語教育研究会などが事務局となって、よびかけや結成の準備をすすめることになりました。

「きずく会」は、その設立宣言に「私たちは、国際連合やユネスコの提起する『平和の文化』への歩みを、この日本においておおいにすすめる必要があります、そのために協力しあうことが求められていることを自覚して」とあるように、「平和の文化」の精神を全面的に支持して運動をすすめます。

1999年の秋には、「日本ユネスコ国内委員会（以下、国内委員会）」や社団法人「日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）」を訪問し、2000年の「平和の文化国際年」や2001年から2010年の「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」に向けた、国や自治体としてのとりくみについて聞きました。日ユ協連はユネスコの提起する「わたしの平和宣言」署名に積極的にとりくんでおり、私たちも一緒に活動していきたいと感じました。以後、日ユ協連と決議の翻訳など、協力してとりくんでいます。

「平和の文化」については、まだまだ日本では知られていません。なんとか広く知らせていこうと、このブックレットの出版を決意しました。幸い、平和文化の斎藤さんの協力も得られ、「平和の文化」の精神をわかりやすく、学習のための各種資料も添えて、立体的に理解していただけるようなブックレットになるよう工夫しました。また、寄稿していただいた岡

田事務局長はじめ、日ユ協連の方々のご協力をいただきました。

ブックレットの作成の過程でさまざまな資料を手にしてみて、世界史の流れが平和と非暴力に向かって大きくすすんでいることをあらためて実感させられました。「戦争や暴力は20世紀の遺物。地球上からこれらをなくしていこう」。これが「平和の文化国際年」の決議でもあります。

しかし日本では、十分な審議もないままに、「新ガイドライン関連法」「盗聴法」「国旗・国歌法」などが成立させられました。さらに、世界に誇るべき憲法第9条の改変につながる「憲法調査会」も設置されました。アジア諸国への侵略の歴史を美化し、そのことへの反省を自虐史観とって攻撃する動きも強まっています。

私たちは、暴力の文化から平和の文化へという世界史の流れに逆行するこうした動きをおしとどめ、世界中の人びとと連帯して、平和な21世紀への道をいっそう大きくしていきたいと思っています。

そのためにこのブックレットが少しでもお役に立てば、こんなにうれしいことはありません。

2000年3月10日

編集委員会

編者

平和の文化をきずく会
〒332-0015 埼玉県川口市川口2-15-1-1004 瀧口方
TEL・FAX 048-254-5074
www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm

編集委員

阿原 成光 (法政大学兼任講師：英語教育)
伊藤 武彦 (和光大学：発達心理学)
杉田 明宏 (大東文化大学：平和心理学)
瀧口 優 (白梅学園短期大学：英米児童文学)

編集協力

日本ユネスコ協会連盟
浅川 和也
菊地 恵子
堀 清子

暴力の文化から平和の文化へ—— 21世紀への国連・ユネスコ提言

2000年5月14日 第1版第1刷発行
2001年8月15日 第1版第2刷発行

定価は表紙に表示

編者 平和の文化をきずく会
発行人 斎藤 登志喜
発行所 平和文化
〒113-0033 東京都文京区本郷2-23-3
TEL03-3812-8618 / FAX03-3812-7105
装丁 みらい
製作 (株)平河工業社

I S B N 4-89488-006-7

わたしたちの日本国憲法

平和・国際教育研究会編 学校や社会に憲法は生かされているか。「改憲」の動きが加速されるいま、21世紀の羅針盤＝憲法を学ぼう
★ISBN4-89488-002-4 本体600円＋税

ジュニアのための戦後史入門

久保田貢他 現代の諸問題を、教育・環境・安保・核兵器廃絶・戦争責任と戦後補償などのテーマ別に、身近な話題から語りおこす話題書
★ISBN4-89488-000-8 本体1600円＋税

草の根の反戦・抵抗の歴史に学ぶ

歴史教育者協議会編 近現代史の光明＝反戦抵抗の歴史を、各地の発掘成果や各種資料で体系的に学ぶ好評書。授業実践プランも提示
★ISBN4-938585-75-8 本体2800円＋税

増補版 人類の良心＝平和の思想

森田俊男 平和・非暴力、軍縮を掲げた思想家や政治家、科学者たちの思想と主張、注目の人道の法体系とその思想を語るロングセラー
★ISBN4-938585-57-X 本体3300円＋税

捕虜の虐待と優遇 ――人道のひとつの側面

野村健二 捕虜のとり扱いの歴史をたどりながら人道の法の形成を概観するとともに、日本軍の捕虜観の変遷とその必然的帰結を語る
★ISBN4-89488-004-0 本体2000円＋税

憲法平和主義読本

森田俊男 自由民権以来の平和と民主主義のたたかい、憲法原則との不可分性、非暴力の思想から憲法平和主義の真髄・普遍性を語る
★ISBN4-938585-53-7 本体1500円＋税

語り継ぐ家永教科書裁判

教科書検定訴訟を支援する東京都連編 32年に及ぶ教科書訴訟の今日的意義、明日に生かす諸成果を整理。アジアの知識人の声も収録
★ISBN4-938585-76-6 本体1500円＋税

フォトガイド東京の戦争と平和を歩く

東京歴教協編 東京に残る戦争遺跡154か所を写真・地図・各種資料で解説する。修学旅行・フィールドワークに最適。各紙・NHKで紹介
★ISBN4-938585-58-8 本体1800円＋税

自由主義史観の創造的克服を

森田俊男 「自由主義史観」グループの反動的本質を鋭く衝き、歴史・平和教育にいまこそ求められる諸課題を具体的に提起する好評書
★ISBN4-938585-74-X 本体680円＋税

暴力についてのセビリア声明

中川作一訳・伊藤武彦他編 ユネスコが支持・普及する「暴力・戦争は人間の本能ではない」とした声明の中・高校生用学習冊子日本語版
★ISBN4-938585-70-7 本体680円＋税

平和的手段による紛争の転換―超越法

ヨハン・ガルトゥング 伊藤・奥本編集／訳 世界的平和学者の、共感・非暴力・創造性による紛争転換法と平和ワーカー育成マニュアル
★ISBN4-89488-003-2 本体700円＋税

平和の文化を育てよう―新しい戦前を前にして

森田俊男 《コソボ・周辺事態法》以後の新しい戦前を前に、平和の文化＝平和を築く価値観・態度・行動様式の育成にとりくもう。
★ISBN4-89488-005-9 本体1800円＋税

総合学習ハンドブック

平和・国際教育研究会編 「学び、調べ、表現する」「子どもとともに創る」自主的・創造的な「総合学習」のあり方を提言する好評書
★ISBN4-89488-001-6 本体1000円＋税

頭と手と足で学ぶ平和・環境教材集

関根一昭 これは使えると大評判。23テーマの学習課題や実験・実習で平和・環境問題を考える。「総合学習」や授業ワークに最適！
★ISBN4-938585-62-6 本体2200円＋税

続・頭と手と足で学ぶ平和・環境教材集

関根一昭 タイオキシソシンや環境ホルモン、農業と環境など11テーマの学習課題、地域環境調査・環境家計簿の実習で環境問題を考える
★ISBN4-938585-78-2 本体2200円＋税

地球の歴史と環境破壊

関根一昭 多数の資料・図版で、核戦争で予想される世界的規模の環境破壊、いま進行している環境破壊の実態と原因を科学的に解説
★ISBN4-938585-32-4 本体1500円＋税

科学物語 平和をめざした科学者たち

伊藤 博 アインシュタインやシラードなど科学者14人の平和と核兵器に対する見解と行動をその研究内容とともに語るロングセラー
★ISBN4-938585-16-2 本体1800円＋税

平和教育についての宣言・勧告・条約集

森田俊男 国連・ユネスコ・NGOなどの平和教育関連資料をテーマ別に整理してかかげ、平和・人権・民主教育の原則・方法を解説する
★ISBN4-938585-66-9 本体680円＋税

MANIFESTO 2000

1 “Respect all life.”

「すべての人の生命を大切にします」

“Reject violence.” 2

「どんな暴力も許しません」

3 “Share with others.”

「思いやりの心を持ち、助け合います」

“Listen to understand.” 4

「相手の立場に立って考えます」

5 “Preserve the planet.”

「かけがえない地球環境を守ります」

“Rediscover solidarity.” 6

「みんなで力を合わせます」



2000 INTERNATIONAL YEAR
FOR THE CULTURE OF PEACE



9784894880061



1920036007004

ISBN 4-89488-006-7

C0036 ¥700E

平和文化

定価 (本体700円+税)